

東京都中小企業災害復旧資金融資の開始について

平成23年3月11日(金)に発生いたしました東日本大震災により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

当金庫の地区(事業区域)において被害を受けられた方を対象とし、事業の再建に必要な資金のための東京都中小企業災害復旧資金融資の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

商品名	東京都中小企業災害復旧資金融資
取扱期間	平成25年3月29日(金)までに融資実行可能なものに限りです。
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、事業の再建に必要な資金
お申しいただける方	以下の要件を全て満たす方が対象となります (1) 中小企業者又は組合であること (2) 都内に事業所(住所)を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。法人税(個人については所得税)又は事業税を納付していること。当該事業を営むために許可等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていること。 (3) 平成23年東日本大震災等による災害により損失を受け、区市町村長等のり災証明を受けたもの。
ご融資金額	・1企業(組合)一災害につき8,000万円以内
ご融資期間	・10年以内(据置期間2年を含む) 元金均等返済(1年以内の場合一括返済可)
ご融資利率	・年 1.5% (固定金利) 東京都が融資金額全額について0.5%の利子補給を、貸付後1年間を限度に実施します。
担保・保証人	・法人では代表者、組合では原則代表理事、個人事業主は原則不要 ・東京信用保証協会の保証を要します。 ・本申込を含めて保証合計残高が8,000万円以下の場合原則無担保。
保証料	・東京都が保証料を全額補助します。(2か月から3か月後に1回で交付)
印紙代	・ご契約に当たっては、所定の印紙代をご負担いただきます。
ご用意いただくもの	・以下の書類をご用意ください。 ①信用保証委託申込書(融資あつ旋用)及び信用保証委託契約書(融資あつ旋用)各1部 ②個人情報の取扱いに関する同意書 2部 ③決算書(個人の場合は所得税申告書)の写し(原則直近2期分)2部 ④原則として、事業税又は法人税(個人は所得税)の納税証明書 1部 ⑤法人の場合は商業登記簿謄本 1部 ⑥申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 各1部 ⑦区市町村長等が発行する「り災証明」 1部

※詳しくはお近くの支店窓口にお問合せ下さい。

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。